

# 「北側三原則」における自衛隊員の安全確保

## 【安倍内閣総理大臣】

第一には、国際法上の正当性を有すること、そして、国民の理解を得られるように、国会の関与等の民主的統制を適切に確保すること、そして、**自衛隊員の安全確保のための必要な措置を定めること**、この三つでございますが、今委員が御指摘のように、**政府としては、全面的に受け入れまして、三原則を法律上の要件として明確に定め、全ての法案にこの原則を貫徹することができた**のではないかと、このように思います。

(6月1日 衆議院平和安全法制特別委員会)

政府としては、この方向性に即して法案作成作業を行い、**全ての方針が法案の中に忠実に、かつ明確に盛り込まれた**ものと考えています。

(5月15日 衆議院本会議)

(合衆国軍隊等の部隊の武器等の防護のための武器の使用)

第九十五条の二 自衛官は、アメリカ合衆国の軍隊その他の外国の軍隊その他これに類する組織（次項において「合衆国軍隊等」という。）の部隊であつて自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動（共同訓練を含み、現に戦闘行為が行われている現場で行われるものを除く。）に現に従事しているもの武器等を職務上警護するに当たり、人又は武器等を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度で武器を使用することができる。ただし、刑法第三十六条又は第三十七条に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない。

2 前項の警護は、合衆国軍隊等から要請があつた場合であつて、防衛大臣が必要と認めるときに限り、自衛官が行うものとする。

# 同じ状況でも、なぜか歯止めの違い…なぜ？

	後方支援 (重要影響事態法案)	武器等防護 (自衛隊法改正案)
状況	<b>重要影響事態</b>	
		( 平時も可 )
国会の関与	ある	なし
閣議決定	ある	なし
武器の扱い	弾薬○ 武器×	弾薬○ 武器○
危険時の中止規定	ある	なし

# 危機回避措置の条文は？

**蓮舫君** 自衛隊法改正案の中にこうした危険回避措置が条文でありますかと聞きました。

**国務大臣（中谷元君）** 条文にはございませんが、このような重要影響事態に際して重要影響事態法の中に規定をしているということでございます。

# 自衛隊法改正案に危機回避措置がない理由は？

蓮舫君 重要影響事態で行く人たちには危険回避措置が条文である。自衛隊法改正案では危険回避措置がない。なぜですか。

国務大臣（中谷元君） 自衛隊法というのは、まさに我が国への武力攻撃が発生したような場合における自衛隊の活動でございます、これはまさに我が国を防衛するために、自衛隊におきましては、本来任務であります我が国を防衛する上において、身の危険を顧みず、国民の負託に応えるために最善の目標を達成するための行動をするということでございます。

この重要影響事態におきましては、我が国の安全に重要な影響を与える事態で他国の後方支援ということでございます、この場合におきましては、一時休止とか危険回避、こういうことを法律上明記をしたということでございます。

# 95条は平時限定の規定？

国務大臣（中谷元君） 九十五条は平時の規定でございます。  
重要影響事態というのは我が国の影響を及ぼす事態と  
いうことで、その状況が違っているということでございます。

蓮舫君 平時だけに限られていますか。

国務大臣（中谷元君） 重要影響事態法に基づく対応はしますが、それは重要影響事態に該当する範囲でございます。九十五条等につきましては、  
平時とこういった重要影響事態、これは含むわけ  
でございますが、しかし武力行使にならないという範囲の中の行動でございます。

# あくまでも平時

蓮舫君 法案で、自衛官が防護、守る武器等は、米軍の空母から戦闘機あるいはミサイル、全てを守ることができる法案なんです。さらに、こうした武器を警護する、防護するために自衛官が武器を使えると規定しています。使える武器とは何ですか。

国務大臣（中谷元君） それは自衛隊が保有する武器等で警護、防護ができるということではありますが、しかし、いろんな制約を付けておりまして、現に戦闘が行われている現場では実施をいたしませんし、また、それをもって武力行使につながるというようなことにならないように、その場合にそれを中止をするというような規定がございまして、あくまでも平時におきまして武力行使にならない範囲で警護を実施するということでございます。

## 2 米軍等の部隊の武器等防護 防護の一例(イメージ)

1. 自衛隊と連携して我が国の防衛に資する活動(BMD対応)を実施予定の米軍から、あらかじめ我が国に対し、活動間の米軍アセットの防護を要請された

2. 要請を受けた防衛大臣は、米軍のアセットを防護する必要性を認め、自衛隊の部隊に対して警護任務を付与

3. 自衛隊の部隊が米軍部隊と共同でBMD対応を実施

4. 防護対象の米軍部隊のアセットに対し、第三国の軍艦及び軍用機が攻撃を実施

5. 自衛隊の部隊は、米軍のアセットを武器を使用して防護(第95条の2、同時に米軍のアセットも武器を使用して対処)

状況の推移



# 判断するのは誰？

蓮舫君 確認します。現場で、これが戦闘行為のミサイルかそうじゃないミサイルか、迎撃していいかよくないか、判断するのは防衛大臣ですか。

国務大臣（中谷元君） それはいろんな情勢に応じて御判断するわけでありますが、戦闘行為とか武力攻撃とか判断するのは、これは政府でございます。

その場合は、やはり組織的、計画的な武力攻撃であるかどうかということで、これは武力行使につながるということで禁じておりますが、しかし、現場において偶発的、また不審船等テロリストによってそういった事態が行われるわけでありまして、これが国若しくは国に準じる組織でない場合は、これは武力行使にはならないわけでございますので、そういう場合は私は可能であると。そして、判断するのは、やはり現場の艦長なり指揮官等が判断をするということでございます。

ることとなったこと、憲法との関係については、次のように説明されている\*3。

本法案（テロ対策特措法案（注、引用者））第十一条に基づく武器の使用は、「自己と共に現場に所在する……その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者」の生命又は身体を防護する部分を含めて、その全体が「いわば自己保存のための自然権的権利というべきもの」と言うことができ、憲法第九条で禁止された「武力の行使」には当たらないと考える。

人の生命・身体は、かけがえのないものであり、その身を守る手段を十分に有さず、自衛官と共に在って、いわば自らの身の安全を自衛官に委ねているに等しいこのような者の生命又は身体を防護するための武器使用が憲法上許されると解することは、人道的見地からみても妥当なものとする。

### 第3節 武器使用と命令

#### 1 職務遂行のための武器使用規定と命令規定

##### (1) 特別な命令規定がある類型

自衛隊は、警察とは基本的な行動原理が異なり、その組織力を発揮して任務を遂行することが原則である。すなわち、上官の命令に基づく組織行動を本旨とすることが自衛隊の特性である。隊法においても、「隊員は、その職務の遂行に当っては、上官の職務上の命令に忠実に従わなければならない」（隊法第57条）旨規定されている。

このようなことから、治安出動、警護出動、海上における警備行動、海賊対処行動などの際における武器の使用についても、組織力を発揮して適切に任務を遂行するという観点から、正当防衛や緊急避難に該当する場合を除き、部隊指揮官の命令によらなければならない旨の規定が置かれている（隊法第89条第2項、第91条の2第5項、第93条第4項、海賊対処法第8条第3項）。

##### (2) 隊法第57条の規定による類型

これに対し、武器等防護（隊法第95条）や自衛隊の施設の警護（隊法第95条の2）のための武器使用規定においては、部隊指揮官の命令による武器使用を義務づける規定が置かれていない。これは、武器等の防護や施設の警護を行う

場合には、治安出動時等とは異なり、自衛官が単独でその任務に就く場合も考えられることから、常に指揮官の命令によらなければ武器を使用できないとすると、本来の目的である武器等の防護等の任務が全うできないことを考慮したものと考えられる。

ただし、武器等の防護等を行う場合であっても、組織行動を本旨とする自衛隊の特性上、複数の自衛官が指揮官の下で組織的に武器を使用することは当然あり得るものであり、そのような場合においては、当該武器使用はあくまでも職務遂行のために認められた権限である以上、指揮官の命令に従って武器使用がなされるべきことは当然である。

また、海上輸送規制法及び捕虜取扱い法の規定による武器使用と部隊指揮官の命令の関係についても、武器等の防護等を行う場合と同様に整理される。

なお、武器等防護のための武器使用については、法律の文言上、「自衛官は……武器を使用することができる」と規定されており、治安出動時等のような指揮官の命令によるべきとの規定が存しないことから、指揮官による法的拘束力のある命令ができないとの誤解を生じるおそれのある政府答弁も見られる\*4。

例えば、護衛艦の警護のような場合、艦の搭載武器は個人では使用できず、指揮官の命令による組織的な使用が必須であるが、指揮官の命令によるべきとの規定が存しないことから、法的拘束力はないものの指揮官が個々の自衛官の武器使用を「束ねる」ことにより対応するといった答弁が見られる。

しかしながら、上述のとおり、武器等防護の規定の趣旨は、個々の自衛官の判断による武器使用があり得るという特性を踏まえたものであり、武器使用があくまでも職務遂行のために認められた権限である以上、指揮官の命令がなされる場合には、当該命令は、隊法第57条に基づく法的拘束力のある命令であることはいうまでもない。

#### 2 いわば自己保存のための自然権的権利というべきものとされる武器の使用と命令

##### (1) 国際平和協力法制定当初の整理

職務遂行のための武器使用については、その性質上、指揮官（上官）の命令によることが求められるのに対し、国際平和協力法において創設されたいわば

# 昭和61年 防衛庁長官官房長答弁 95条の規定

友藤政府委員（前文略）こういった立法趣旨からしますと、こういった警護任務を付与された自衛官、これは単数の場合もございますし複数の場合もあるわけでございます。複数の場合には、上位の者の指揮命令のもとに組織的に防護を行うということは、組織行動を行う自衛隊の特性上当然のことでございます。

九十五条の規定は、自衛官個々が警護任務につく場合もあるということを前提にいたしまして、それぞれ警察権の行使として認めておるわけでございまして、これは、複数の自衛官が組織的に防護すること自身を排除しておるものではないというふうに考えております。